

返戻金制度について

当社が紹介した求職者について、入職後一定期間内に求職者の責に帰すべき事由により退職に至った場合（解雇の場合は含まない）、求人者から支払いを受けた紹介手数料を、一定の料率に基づき返金するものとします。

返戻金の額および条件については、求人者と個別に定め「人材紹介に関する基本契約書」または「覚書」に記載するものとします。

【返戻料率の例】

退職日が1ヶ月未満の場合	紹介手数料の50%
退職日が1ヶ月以上2ヶ月以内の場合	紹介手数料の20%

ただし、以下に該当する場合は返戻の対象外といたします。

- ① 採用決定時の労働条件と著しく異なることに起因する退職の場合
- ② 求職者の死亡・病気などの不測の事態ならびに解雇や求人者に起因する退職の場合
- ③ その他、求職者の責めに帰すことができない事由による退職の場合

事業所名：Attrus 株式会社

所 在 地：愛知県名古屋市千種区今池 1-6-7

サンパワービル 5 階

許可番号：23-ユ-301838